

変更届出について

事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、その旨を10日以内に変更内容が分かる書類を添付の上、所定の「変更届出書」により市に届け出る必要があります。

< 提出書類 >

- ・ 変更届出書
- ・ 添付書類（添付書類一覧参照）

添付書類一覧以外の書類を提出していただくこともあります。

介護報酬の算定に係る体制の変更について

新規指定申請時に提出した「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の内容が変更になる場合には、必要書類を提出してください。（例：新たに加算を算定する場合等）

人員基準欠如の場合や介護報酬を減額して請求する際にも、体制の変更手続きが必要です。体制の変更を行わないと、県国保連による支払の審査でエラーとなり、介護報酬の支払ができない場合がありますので、ご注意ください。

< 提出書類 >

- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ・ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- ・ その他必要書類（サービス提供体制強化加算に関する届出書等）

介護報酬の算定に係る体制の変更については、以下のとおりサービス種類ごとに各月の提出期限までに届出が受理される必要があります。

提出期限	サービス種類等
前月 15 日まで	訪問型サービス、通所型サービス、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護
前月末まで	認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設

廃止・休止・再開届出書

事業所を廃止・休止する場合には、その旨を1か月前までに、再開したときは10日以内に届け出る必要があります。ただし、再開するときは指定基準を満たしていることを確認するために事前に市にご相談ください。

各種様式は厚生労働省ホームページをご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化

○電子申請による届出

令和6年4月の介護保険施行規則の改正により、介護サービス事業者の指定申請等に係る負担軽減を図るため、指定申請等はやむを得ない事情を除き、厚生労働省が所管する電子届出システムを使用する方法により届出を行うこととされました。

大田原市では令和6年10月1日より電子申請届出システムを利用した届出の受付を開始しています。

電子申請届出システムの導入背景

規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、介護サービスに係る指定および報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請・届出について、令和7年度（令和8年3月31日）までに全ての地方公共団体で電子申請届出システムの利用が開始されます。

電子申請届出システムでは、画面上に直接、様式や付表などのウェブ入力ができるほか、添付書類をシステム上で提出することができるため、介護事業者の申請・届出に係る業務負担が軽減されることが期待されています。

詳細については、下記をご確認ください。

- ・厚生労働省ホームページをご確認ください。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

- ・GビズIDの取得（デジタル庁）

URL：<https://gbiz-id.go.jp/top/>

- ・電子申請・届出システム

URL：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

電子申請届出システムを利用する際は、GビズIDの取得が必要です。

電子申請届出システム受付可能な申請・届出種類

大田原市では、令和6年10月1日より「電子申請届出システム」による受付を開始しており、下記の申請書類について受付しております。

- ・新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・廃止・休止届出
- ・再開届出

介護給付費算定に係る体制等に関する届出については、現在開始未定です。システム受付が対応可能となりましたら速やかに事業所へ周知いたします。

大高号外
令和6年10月1日

管内介護サービス施設・事業所 各位

大田原市高齢者幸福課

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出」開始のご案内について（周知）

本市の介護保険事業に対しまして、日頃から特別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本市では、介護サービスに係る指定等に関連する指定届出について、「電子申請届出システム」からの申請届出受付を、令和6年10月1日から開始いたします。

このシステム上では、「新規指定申請」・「変更届出」・「更新申請」・「その他申請届出」を行うことが可能です。画面上で直接、様式・付表（一部、対象外の様式あり）のウェブ入力ができるとともに、添付書類もシステム上で一緒に提出することができるため、介護事業所側の申請届出のための業務負担が大きく削減されることが期待されます。

つきましては、申請届出の際には、この電子申請届出システムを積極的にご活用いただけますよう、お願い申し上げます。電子申請システムを通じた各申請届出別の受付開始日は以下のとおりです。

記

申請届出	詳細	受付開始日	備考
新規指定申請		令和6年10月1日	令和6年10月1日以降、新規指定分。※事前にご相談ください。
変更届		令和6年10月1日	
更新申請		令和6年10月1日	令和6年10月1日以降、指定更新分。※事前にご相談ください。
その他申請届出	再開届出、廃止・休止届出、指定辞退届出、指定を不要とする旨の届出等	令和6年10月1日	令和6年10月1日以降、各種届出分。※事前にご相談ください。
加算に関する届出	体制届	未定	

<注意事項>

このシステムを通じた電子申請届出の際にも、従来通り事前に相談または提出等が必要となる場合があります（前項備考欄参照）。事前に高齢者幸福課介護管理係まで相談または提出いただいた上で、電子申請届出の際にも「事前相談を実施している」のチェック欄にチェックを入れてください。

利用方法のご紹介

このシステムは以下のリンクより接続可能です。また、本システムの操作方法については、以下リンクに掲載されている「操作説明書」をご参照ください。

⇒厚生労働省「電子申請届出システム」ホームページ：

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

⇒介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

その他

厚生労働省は、介護分野における文書負担の軽減の取組として「ウェブ入力・電子申請」の取組を定め、オンラインによる指定申請等が可能な「電子申請届出システム」の運用を開始しました。これに伴い、本市でも令和6年10月1日から運用を開始いたします。

令和8年4月1日からは原則すべての申請届出について電子での受付に移行となりますので、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

〒324-8641 大田原市本町1-4-1

大田原市保健福祉部高齢者幸福課

担 当：介護管理係 増子

電 話：0287(23)8865

E-mail：kaigo@city.ohawara.tochigi.jp

令和6年10月1日より受付開始しました。

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」による受付を開始しました。

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む。）に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム（以下、本システム）」を令和4年度下半期より運用開始しています。大田原市でも、令和6年10月1日より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始しています。

● 介護事業所の文書負担軽減につながります



介護事業所

- ✓ オンライン上の申請届出により、**郵送や持参等の手間が削減**されます
- ✓ 複数の申請届出を本システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、**書類の作成負担が大きく軽減**されます
- ✓ **申請届出の状況をオンライン上でご確認**いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、**サービスの質の向上にご活用**いただけます

● 本システムより受付可能な電子申請・届出の種類 (大田原市では10月1日時点で黒点線部のみ受付可)



● 本システム利用時の画面イメージ

指定権者によって実際の画面とは異なる場合があります。詳細はホームページをご確認ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



登記事項証明書のご提出の際には、法務省「登記情報提供サービス」をご利用ください。

- ✓ 行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>

36 -



「電子申請届出システム」のご利用のためには、 デジタル庁 Gビズ IDの取得が必要です。 お早めにご取得ください。



●本システムは、Gビズ ID（プライム・メンバーのいずれか）よりログイン いただきます。

Gビズ IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

Gビズ IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

本システムのログインの際にも、Gビズ IDアカウントをご使用いただきます。

本システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「Gビズ IDプライム」と「Gビズ IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】



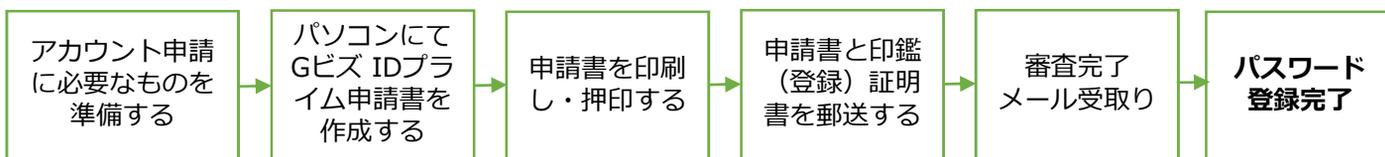
●Gビズ ID（プライム）の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずGビズ IDプライムの申請が必要です。

（Gビズ IDメンバーのアカウントは、Gビズ IDプライムが作成します。）

Gビズ IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

Gビズ IDプライムは書類審査が必要であり、**審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします。**



●Gビズ IDは電子申請届出システム以外の省庁・自治体サービスでもご利用 いただけます。

【Gビズ IDを活用して利用できる代表的な省庁サービス】（令和5年8月時点）

日本年金機構
「社会保険手続き
の電子申請」

厚生労働省
「雇用関係助成金
ポータル」

厚生労働省
「食品衛生申請等
システム」

中小企業庁
「中小企業者認定・
融資電子申請シス
テム(SNポータル)」

中小企業庁
「IT導入補助金
2023」

●詳細についてはデジタル庁 Gビズ IDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) をご参照ください。

